

NEWS LETTER (労働社会保険)

今月のトピック

在職老齢年金について

老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者であるとき、または70歳以上で厚生年金保険の加入基準を満たしている場合は、受給されている厚生年金保険の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

この仕組みを「在職老齢年金」といいます。

基本月額とは

老齢厚生年金の1か月あたりの額です。ここには老齢基礎年金や加給年金は含まれません。

総報酬月額相当額とは

在職老齢厚生年金の計算をするうえで、総報酬月額相当額というものがありますが、これは、年金の受給対象月における厚生年金保険の「標準報酬月額」と、その月以前1年間の「標準賞与額の合計÷12」を合算した額となります。

よって、総報酬月額相当額は、算定基礎届・月額変更届・賞与支払届などに記載された金額が反映されるタイミングで改定され、支給停止額に影響することとなります。

支給停止調整額について

令和6年度は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が50万円を超えた場合に老齢厚生年金額の支給停止が発生します。この50万円という金額は毎年改定されます。

在職老齢年金として支給停止される場合は、以下の算式により計算されます。

$$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 50 \text{万円}) \div 2 = \text{停止額}$$

停止額が基本月額を超えた場合は全額支給停止（加給年金を含む）となりますが、全額が支給停止となった場合であっても老齢基礎年金は支給停止とはなりません。

年金がカットされない給与について

給与がいくらまでなら年金がカット（支給停止）されないかについては、上記の支給停止調整額の計算により決定されるため、もともと年金額がいくらなのかにより変動します。まずは①給与額、②年間の賞与額÷12、③1か月あたりの年金額を全て合算して50万円を超えるようであれば、支給停止の可能性がります。

支給停止の可能性がある場合やこれから先の給与賞与額を確認する場合は、本人から年金事務所に、給与がいくらまでなら年金がカットされないか知りたい旨を問い合わせ、年金額の内訳を確認する必要があります。（年金額は個人情報のため本人からの請求が必要）

ポイント

年金繰下げとの兼ね合いについて

年金を繰り下げとした場合、繰り下げ後の年金額は1か月の繰り下げにつき0.7%の割増となりますが、ここで割増の対象となる年金額は「支給停止後」の金額です。

年金を請求してカットされる場合は、繰り下げをしてもカットされた後の金額しか増えない点に注意が必要です。